

産婦健診費用助成のご案内



産婦健診は、育児を始めたばかりで、こころと身体に大きな変化が出現しやすい時期に、出産した産科医療機関で、健診を受けていただくものです。粕屋町では、産後8週未満の出産後間もない期間の産婦に対する健康診査の費用を助成します。

対象となる方

次の①～③すべての条件を満たす方

- ① 令和6年4月1日以降に出産した
- ② 産婦健診を受ける日に粕屋町に住民票がある
- ③ 令和6年4月1日以降に産婦健診(産後8週まで)を受けた

助成回数

1回の妊娠に係る出産につき2回まで

健診内容

問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、こころの健康チェック

助成額

上記の健診内容について、1回5,000円を上限として町が負担します。
5,000円を超えた分は、自己負担が発生します。

受診の方法

- ① 産婦健診の際、「粕屋町産婦健康診査受診票」を医療機関に提出してください。
※契約医療機関の場合、すでに受診票が置いてあることがあります。
- ② 医療機関に利用料金を支払います。(契約外医療機関の場合下記の流れで申請してください)

契約医療機関で受診される場合

健診費用から助成額が差し引かれた額をお支払いください。

契約医療機関名	住 所	電話番号
ゆいレディースクリニック	糟屋郡粕屋町原町5丁目12-1	092-939-3517
筑紫クリニック	糟屋郡志免町志免中央3丁目1番30号	092-936-3939
権丈産婦人科医院	糟屋郡志免町志免3-2-14	092-935-0505
青葉レディースクリニック	福岡市東区若宮5丁目18-21	092-663-8103
千代診療所	福岡市博多区千代5丁目11-38	092-651-0726

契約外医療機関で受診される場合

- 受診票に健診結果や医療機関名を記入してもらってください。
- 費用を一旦全額自己負担していただき、産婦健診を最後に受診した日から1年以内の申請により払い戻しができます(申請は郵送でも可)。
- ※当町が定める産婦健診項目を実施できなかった場合には、助成対象外となることがあります。
- ※助成の対象は日本国内の医療機関に限ります。

申請時の必要書類:

「粕屋町産婦健康診査受診票」、申請書、領収書、診療明細書、通帳やキャッシュカードの写し(本人名義のもの)、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証)の写し

【問合せ・郵送先】

〒811-2392 粕屋郡粕屋町駕与丁1丁目1-1
粕屋町こども家庭センター 母子保健係
Tel 092-938-0258